

## 福祉労働者の処遇改善・人材確保を求める意見書

第186回国会で、「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」が可決・成立し、その内容は、「介護又は障害福祉に関するサービスを担う優れた人材の確保を図るため、平成27年4月1日までに、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について必要な措置を講ずる」というものである。

2009年以降、政府が実施した介護職員処遇改善交付金及び福祉・介護人材の処遇改善事業助成金によって、介護・障害福祉労働者の賃金引き上げに一定の成果が見られた。これは、報酬とは別に全額国庫負担で財源を確保し、賃金引き上げを条件として罰則を規定したことが効果を生んだためといえる。

しかし一方で、対象が直接処遇職員のみであったことや定期昇給財源としての利用が可能であったために賃金の底上げには結びつかなかったこと、予算の積算基礎となる職員配置基準が現場の実態と著しく乖離して低いことなどの課題もあり、抜本的・継続的な処遇改善までには至っていない。さらに、報酬加算の仕組みでは、処遇改善が利用料引き上げにつながるために加算申請が抑制される問題もある。

保育分野でも、2013年から保育士等処遇改善臨時特例事業が実施されているが、期限が限られており、処遇の底上げにはつながっていない。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査でも明らかだが、介護・障害福祉・保育など福祉労働者の月収は21万円弱で、全産業平均30万円弱との9万円もの格差が改善されていない。

福祉労働は専門性の高い労働であり、賃金引き上げ等による十分な処遇の保障と合わせて、人材育成や就労後の研修保障なども国の責任で行われるべきである。福祉人材確保指針では、「福祉・介護制度関連法規等の法令を遵守した適切な運営が確保されるよう、経営者の指導監督を行うこと」を国や地方公共団体の役割として位置づけている。

福祉の人材不足が社会問題となっている今、福祉労働者の人材確保施策を図るためには国の責任による賃金・処遇の引き上げの対策が急務である。

よって、国におかれては、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 雇用形態・職種を問わず、全ての介護・障害福祉・保育労働者を対象に、利用料負担増を伴わずに全額国庫負担で、抜本的・恒久的な賃金・処遇の引き上げを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

伊勢原市議会